

第5期第30回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 平成29年12月25日(月) 午後3時30分から午後4時53分

2.開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3.出席委員 ○(22名)

4.欠席委員 △(3名)

1番	中澤 浩	○	11番	前田 良紀	○	21番	青木 茂美	○
2番	星 力	○	12番	平島 道弘	○	22番	紀藤 文秀	○
3番	佐田 正彦	○	13番	佐々木 保成	○	23番	宮田 広幸	△
4番	石崎 代里子	○	14番	上杉 俊光	△	24番	藤江 政利	○
5番	森山 幸治	○	15番	綱木 信照	○	25番	中島 勝美	○
6番	永田 寿明	○	16番	内海 卓	○			
7番	藤岡 健人	○	17番	柴田 文広	○			
8番	伊藤 正人	○	18番	池本 茂	△			
9番	貞廣 賢治	○	19番	佐々木 諭	○			
10番	土田 泰弘	○	20番	小野寺 眞一	○			

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第10 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の決定に関する件

第11 議案第5号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生

穂別支局－支局長 為田 雅弘、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	本日の出席委員は22名です。欠席は、14番、上杉 俊光委員、18番・池本 茂委員、23番・宮田 広幸委員の3名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第5期第30回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、16番・内海 卓委員、17番・柴田 文広委員の両名を指名したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案5件の合わせて9件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。 日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第1号、朗読及び説明】 2ページになります。 2ページから4ページまで解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計18件・33筆・323, 560㎡あります。 それぞれの農地については、次の賃貸や売買につながる調整をしてきてございます。 1番は所有者の●●さんより売買の申し出があり解約に至りましたが、現在、買い手の調整を行ってございますので次月以降の総会で提案をする予定でございます。 経営移譲による諸名義変更をするため解約に至ったのが、2番から4ページの14番及び16番から18番となります。15番は賃貸箇所の変更をするため一度解約に至っております。 2番以降については後の議案第1号・第3号で農地の明細含め今後の調整を提案させ

主	査	ていただきますのでよろしくお願いします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第 1 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 1 号は承認することに決定いたします。 日程第 4 報告第 2 号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第 2 号、朗読及び説明】 1 2 月につきましては、議案に記載のとおり、1 2 月 1 4 日に川西地区委員会・川東地区委員会を、1 2 月 1 3 日に穂別地区委員会をそれぞれ開催しております。 川西地区においては、利用集積計画の利用権設定 3 9 件について審議した結果、いずれも適当と判定してございます。また、中間管理事業に基づく利用配分計画の調整 1 件について審議した結果適当と判定してございます。 川東地区においては、利用集積計画の利用権設定 1 6 件について審議した結果、いずれも適当と判定してございます。 穂別地区においては、利用集積計画の利用権設定 2 1 件について審議した結果、いずれも適当と判定してございます。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第 2 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 2 号は承認することに決定いたします。 日程第 5 報告第 3 号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第 3 号、朗読及び説明】 先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。 7 ページになります。 あっせん委員についてですが、町農業委員会要綱である「むかわ町農地移動適正化あっせん事業実施要綱」において、あっせん委員の氏名人数は 2 人以上と定めており、これまで不測の事態等を踏まえて 3 名を指定してきているところでございます。また、あっせんの場においては、会長及び会長職務代理がオブザーバーとして会議に入っていたいておりますが、今回、●●委員があっせん委員として指名されておりましたが、当日病気を発症された事態もございまして、参加できなくなったため、あっせん委員について急きょオブザーバーとなっていた会長にもあっせん委員として、あっせん会議に参加をしていただいておりますので委員皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

主 査	以上でございます。
議 長	ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
あっせん委員長	あっせん委員の変更等があったものの、あっせん内容は事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
議 長	ありがとうございました。報告第 3 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問意見がありませんので、報告第 3 号は承認することに決定いたします。 日程第 6 報告第 4 号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第 4 号、朗読及び説明】 買入協議結果については、本日皆様に配布をしてございますので、ご確認をお願いいたします。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第 4 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問意見がありませんので、報告第 4 号は承認することに決定いたします。 日程第 7 議案第 1 号「農地第 3 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●委員が被設定人となっており議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主 査	【議案第 1 号、朗読及び説明】 10 ページになります。 後継者へ経営移譲に伴う使用貸借及び贈与については、1 番から 6 番及び 10 番となっています。また、7 番は経営移譲に伴いこれまで賃借権を設定していた農地を後継者が賃貸しなおす件です。 8 番は経営移譲による使用貸借権を設定していた農地を期間満了により更新をするも

主 査	のです。 9番と11番は農地の所有者が希望により賃借権を新たに設定するものであり、9番は水稻を11番は牧草をそれぞれ作付する計画であり、いずれも被設定人が耕作している農地と隣接をしております。 以上11件、いずれの農地につきましても、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 13ページから35ページまで、それぞれの図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
13 番	1番から3番について現地を確認してきましたので、報告します。 1番、2番について、後継者である●●さんは10年ほど前から農業に従事しており、今回の経営移譲にいたっています。移譲後も、これまでと同様、大豆・小豆・甜菜等の作付を行う計画となっています。 また、3番については、後継者である●●さんは、14年ほど前から農業に従事しており、今回に至っています。移譲後も、これまでと同様、キャベツ・ほうれん草・大豆等を作付を行う計画となっています。 どちらも、移譲後も適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
21 番	4番から8番について現地を確認してきましたので、報告します。 4番は、後継者となる●●さんは5年前から農業に従事しており、経験を積んだことから経営移譲にいたっています。今後も、これまでと同様に水稻・トマト・大豆などの作付を行う計画です。 5番から7番は●●さんが後継者の●●さんに経営移譲するための申請ですが、●●さんは14年ほど農業従事してきております。今後も、これまでと同様に水稻・トマト・大豆などの作付を行う計画です。 8番は、期間満了に伴う再設定の案件ですが、現在も●●さんが経営主として、水稻・キャベツ・ほうれん草などの作付をしており、更新後も同様の計画となっております。 それぞれ、今後も適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
9 番	9番について現地を確認してきましたので、報告します。 ●●さんの希望により●●さんが賃貸を設定する案件ですが、●●さんは水稻を作付する計画となっており、これまでの耕作状況から適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。

4	番	10番について、現地を確認してきましたので、報告いたします。 申請地については、●●さんと共に、既に●●さんも営農地として利用していましたので、経営移譲後も引き続き適正に耕作されるとともに、周辺の農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
22	番	11番について現地を確認してきましたので、報告いたします。 当該地については、現耕作者により、牧草が作付けされ適正に管理されてきております。新たな借り手であります●●さんも、引き続き牧草を作付ける計画とのことですので、周辺の農地への影響もないと判断いたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。 日程第8 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第2号、朗読及び説明】 37ページになります。 本件につきましては、●●さんが自己住宅を建設する4条案件でございます。 申請地の農地区分は農用地区域内農地であります。本件は町の農業振興地域整備計画の中で「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」に位置付けられた農家住宅の建築であり、農地の区分と転用目的は特に問題ないと考えます。 また、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。 38ページから41ページまで、現況地目図・配置図・調査票等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
1	番	現地を確認してきましたので、報告いたします。 本申請は、●●さんが自己住宅を建築する4条案件であります。申請地は、現在の宅

1	番	地と隣接する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。 また、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。 日程第9 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件は次の4名が関係者となります。●●委員・●●委員・●●委員・●●委員以上の方については、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より 議案の説明をお願いします。
主	査	【議案第3号、所有権移転関係、朗読及び説明】 43ページから、所有権移転2件です。 1番・2番について、先の報告第3号・4号でご報告申し上げました、あっせん及び買い入れ協議に伴う所有権移転となっております。 続いて、46ページから利用権設定です。 【議案第3号、利用権設定関係、朗読及び説明】 (1番から6番まで継続案件) 7番から12番まで議案第1号でお諮りした●●さんの経営移譲により経営主が変更されるため組み替えによる利用権の設定となります。 13番は●●さんの経営規模縮小により新たに利用権を設定するものです。 (14番から18番まで継続案件) 19番は経営移譲による組み替え設定です。 (20番から23番まで継続案件) 24番から27番まで●●さんの経営移譲による組み替えの設定です。 (28番から32番まで継続案件)

主	査	３３番から３５番まで出し手である●●さんが経営規模縮小するため、それぞれ新たに利用権を設定するものです。 （３６番から４１番まで継続案件） ４２番は報告第１号でも触れましたが、これまで利用権を設定していた場所を解約し、場所を変更したうえで、新たに利用権を組むものでございます。 （４３番から５４番まで継続案件）以上５４番までが鵜川地区でございます。
主	査	５５番以降７５番までが穂別地区になります。 ５５ページの５５番から５７ページの６９番までが継続案件、以降７０番から７５番までが新規案件です。 ７０番から７２番まで、●●さんの経営移譲による組み替え設定となります。 ７３番の当該地ですが、現在、遊休農地であり、今集積を以て耕作放棄地の解消を行うこととなります。 ７４番は、出し手である●●さんの農業者年金受給継続手続きに伴う、組み替え設定となります。 ７５番は、●●さんの経営規模縮小により、新たに利用権を設定するものです。
主	査	【議案第３号、円滑化事業による利用権設定関係、朗読及び説明】 つづいて、８８ページから円滑化事業による利用権設定１件です。こちらは●●さんの経営移譲による組み替え設定となります。 以上、所有権移転２件９筆、円滑化事業を含む利用権設定７６件１６６筆でございますが、この計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤促進法１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 所有権移転関係は、４４・４５ページに、利用権設定関係は５９～８７ページ及び８９ページに図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議	長	質問意見がありませんので、議案第３号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なし）
議	長	ご異議がないようですので、議案第３号は原案どおり決定いたします。 日程第１０ 議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。事務局より
議	長	議案の説明をお願いいたします。

主 査

【議案第４号、朗読及び説明】

９１ページ、利用配分計画１件です。

こちらは平成２９年１０月から農地中間管理権が設定され、●●さんが耕作している農地です。●●さんが経営移譲をすることについては、先の議案第１号・３号でお諮りしてきたところですが、この農地についても後継者である●●さんへ変更するための計画案となっております。

中間管理事業は農地の所有者が中間管理機構へ貸し、中間管理機構が北海道の告示によって利用権を設定することとなっており、その農地の耕作者の変更は、農地所有者の同意は必要なく、これまでの耕作者と新たな耕作者の同意があれば手続きを進めることが可能となります。

この後、中間管理機構である北海道農業公社へ審議結果を報告し、最終的には道の公告が行われます。道の公告日が制度上の変更日となるため、開始日が平成３０年３月９日となっており、終期については、当初、所有者が中間管理機構へ利用権を設定した平成２９年１０月２７日から１０年を経過する、平成３８年１０月２６日となります。

被設定人である●●二さんは、ご決定いただいているとおり、今後経営主として営農継続が見込まれることから、本利用配分計画の内容は適当であると考えま９２ページに図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問意見がありませんので、議案第４号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。

日程第１１ 議案第５号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査

【議案第５号、朗読及び説明】

９４ページになります。

１番は、願出人である●●さんが、公簿地目変更登記をするため、現況証明書の発給を申請されたものです。なお、登記上の所有者は●●さんとなっております。●●さんは本年８月に逝去していますが、公正証書が作成されており、世話人である●●さんが遺贈するとなっております確認して申請を受けております。

願出地の状況ですが、４０年以上前から住宅の一部となっており、農地として利用さ

主	査	れていない状況です。 2 番についても、公簿地目の変更をするため申請があったものです。 こちらは、所有者が●●さんとなっておりますが、成年後見人の指定を受けた●●さんから申請を受けております。後見人本人であることは、裁判所からの書面をもって確認をしてございます。 願出地の状況は、30 年以上前から農地と利用されておらず、雑木も生い茂っている状況となっております。 いずれの申請地も12月14日に、委員3名と事務局にて現地調査を行いました。今後農地としての利用は困難と判断し農地・採草放牧地以外と確認しております。 95・96 ページにそれぞれ図面を添付しておりますのでご確認の上、ご審議ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
17	番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、1 番は住宅の一部にもなっており、2 番は雑木がかなり生えている状況でした。いずれも、現況から、今後、農地として利用することは難しく、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の第31回の総会の開催日は、1月26日に召集いたしますので、よろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。